

就労状況確認書

以下の者は、下記のとおり就労していることを証明します。

なお、本確認書は保育所等へ新たに入所した世帯の保護者が利用申込の申請通りに就労されていることの確認を目的としています。必ず事業所の方が記入してください（自営業の方はご自身でご記入ください）。

1. 勤務者名 _____

2. 就労状況 【①または②の□（チェックボックス）にチェックを記入してください。】

☐ ①保育所等の利用申請に提出した勤務（内定）証明書と同じ就労時間数以上で就労している。

※就労時間数に変更があっても以下の場合は①をチェックしてください。
・時短勤務予定で申請していなかったが雇用契約上の就労時間数に変更はなく復職後に時短勤務制度を利用し、
実働時間（休憩時間を除いた労働時間）が月120時間以上ある場合。
【例】（ ）内は休憩時間
勤務日数 契約上の就労時間 時短勤務
週5日【月20日】 9：00～17：00(60分) 9：00～15：00(0分) ⇒月120時間以上あるに該当
週5日【月20日】 9：00～17：00(60分) 9：00～15：00(30分) ⇒月120時間以上あるに該当しません
・雇用契約を変更して就労時間は短くなったが変更後の就労時間数が月160時間（週40時間）以上ある場合
・就労時間数には変更がなく始業時間と終業時間のみ変更した（勤務時間がずれた）場合

☐ ②上記に該当せず保育所等の利用申請に提出した勤務（内定）証明書より短い勤務時間・勤務日数で就労している。

②にチェックの場合は、現在の就労状況を証明した勤務（内定）証明書を別途ご用意いただき、本書類と合わせて保護者にお渡しください。

※なお、保育所等の利用申請に提出した勤務（内定）証明書の内容が不明な場合は、申請を行った保護者に内容を確認してください。本市に問い合わせ頂いてもお答えいたしかねます。

3. 復職日 年 月 日
※申込時点で育児休業を取得中（取得予定）だった方についてはご記入ください。
なお、育児休業を取得されていない方については復職日の記入は不要です。

【証明日】	年	月	日
事業所名			
所在地			
勤務先名称	※上記事業所名と同じ場合は記入不要		
勤務先住所	※上記所在地と同じ場合は記入不要		
代表者			
電話番号			
担当者	※上記代表者と同じ場合は記入不要		
※押印は不要です			

保護者の方へ

・就労状況確認書の提出は、就労の事由で申込をされた保護者様全員分ご提出が必要です。

・利用申込時の申請内容と就労状況に差異がある（②にチェックがある）場合は再選考の対象となり、退所となる可能性がありますので、就労状況確認書と変更後の勤務（内定）証明書をご提出ください。

・復職日が入園日の翌月2日以降の場合は退所となります。実際の出勤日が翌月2日より後でも、復職日は入所月の翌月1日以前である必要があります。

確認書記入ご担当者様へのお願い

記入の際には、以下の点に注意してください。

- ・すべて事業所の方が記入してください（自営業の方はご自身でご記入ください）。
- ・チェックボックスがある欄にチェックを入れ、項目に合わせ必要事項を記入してください。
- ・鉛筆や消せるインクのボールペンでの記入は無効です。
- ・訂正がある場合は、訂正箇所にも二重線を入れ、訂正してください（訂正印不要）。利用申込者による訂正は無効です。
- ・支社勤務の場合は、証明（代表）者は支社の責任者、本社の代表者のどちらでも結構です。
- ・派遣社員の場合は、就労内容がわかる派遣先会社にて証明書を発行してください。なお、就労内容の詳細がわかる場合は、派遣元で証明していただいても結構です。

※証明年月日のないものは無効になりますので、漏れの無いように記入をお願いします。

※記入内容については、保育幼稚園室から電話・訪問等により確認させていただくことがありますのでご了承ください。

※本書の内容が虚偽であった場合、申請者、発行者ともに有印私文書偽造罪、同行使罪等の刑事責任に問われる可能性がありますので、ご注意ください。

この件についてご不明な点がある場合は、下記担当まで問い合わせてください。

なお、保育所等の利用申請に提出した勤務（内定）証明書の内容が不明な場合は、申請を行った保護者に内容を確認してください。本市に問い合わせ頂いてもお答えいたしかねます。

吹田市児童部保育幼稚園室 入園グループ
直通電話 06-6384-1592